不適切な指導・介助等に関する自己チェックシート（支援学校版）

〇　幼児児童生徒が安全・安心に学校生活を送れるよう、次のことを日頃から気を付けていますか。

　　気を付けていることに☑をしてください。

１．障がい種別共通

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □ | （１） | 幼児児童生徒に対しては普段から、○○さん（苗字に“さん”付け等）と呼ぶなど、人権上の配慮をしている。 |
| □ | （２） | 「～～してはだめ」「～～しないと好きな活動はできない」のような否定的なことばかけではなく、「～～するようにしようね」「～～できてえらかったね」「～～してから好きな活動をしようね」のような肯定的なことばかけをしている。 |
| □ | （３） | 幼児児童生徒に行動・移動を促す場面で、必要以上に手や腕を引っ張る、背中や肩、後頭部等体の部位を後ろから押すなどして急き立てたりせず、幼児児童生徒が自ら行動・移動するようにことばかけ、働きかけを行っている。 |
| □ | （４） | 体罰は、いかなる理由があっても許されない行為であり、自身の指導はもちろんのこと、まわりの教員の指導であっても、体罰・不適切な指導を看過しない態度で臨んでいる。 |
| □ | （５） | 必要以上に強い口調や大きな声での指導、懲罰的意味合いで一定時間同じ場所に立たせること、給食を食べさせないことなども体罰であると認識している。 |
| □ | （６） | 少しでも体罰・不適切な指導ではないかと感じる指導場面を見たら、速やかに対象教員に自らことばをかけている。もしくは、同僚、学年主任、学部主事、管理職に報告している。 |
| □ | （７） | 担当する幼児児童生徒の配慮事項（服薬の状況、食物アレルギーの有無、誤嚥の危険性、頭部衝撃厳禁、てんかん発作の頻度、変形拘縮への対応等）を理解し、対応方法を把握した指導・支援を行っている。 |
| □ | （８） | 幼児児童生徒の配慮事項、注意事項については、教員間で声をかけあって確認する習慣が定着している。（「今日の給食、○○さんはエビ抜きです。」「○○さんの食後の服薬、薬名確認のうえ飲ませます。」「○○さんのトイレ介助に一人応援お願いします。」「今日の体育で○○さんは「△△△」の活動だけは参加不可です。」など） |

２．主に知的障がいのある幼児児童生徒への指導や対応

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □ | （１） | 自傷・他傷行為等があり対応の難しい幼児児童生徒の指導・支援方法等について、保護者等と共通理解を図って対応するとともに、連絡帳等で日々の様子を細かく伝えている。また、日頃から学年・学部等で対応の状況を共有できている。 |
| □ | （２） | 対応の難しい幼児児童生徒に対しては、その場で一対一の対応（強い指導で抑え込むなど）はせず、周りの幼児児童生徒等を含め、安全を確保したうえで、複数の教員で対応している。（役割交替、指導場所を移す、対象幼児児童生徒の周りから危険物を取り除く等） |

３．主に肢体不自由のある幼児児童生徒への指導や対応

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □ | （１） | 車いすや座位保持いす、ウォーカーやプロンボード等を使用する際は、少しの時間であっても、留めておくべきベルト等の固定具で必ず留めている。 |
| □ | （２） | 車いすや座位保持いす、ウォーカー等自走する可能性のあるものを使用する際は、必ずそばについている。また、止まっておく必要がある場合には必ずストッパーをかけている。 |

４．幼児児童生徒が安全安心に学校生活を送るうえで、気になる指導や対応等があればお書きください。校内研修等で事例を共有するなど、注意喚起に活用いたします。

　　　　　　　　４．については、次ページにするなど、記入スペースを広げていただいて結構です。

【予備質問】

（ことばかけや指導）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □ | （１） | 「○○さんは男の子だから重たい荷物を持つべきだ。」「○○さんは女の子なのにハンカチも持ってないなんてみっともない。」など、性別で役割や行動を決めつけるようなことばかけは不適切であることを理解している。 |
| □ | （２） | 幼児児童生徒のいる前で、幼児児童生徒の課題となる行動や家庭等のことを、教員同士で話すことは絶対にしない。また、そのような場面を見たら、注意することができる。（電車内や公共の場所でも同様） |
| □ | （３） | 幼児児童生徒の行動上の課題に対しては、原因分析と環境調整を行ったうえで、教員チームが統一した指導・支援を継続することが重要であることを理解している。 |
| □ | （４） | 幼児児童生徒の指導・支援について悩んだときに、普段から学年・学部に、または管理職に相談できる相手がいる。 |

　（介助等）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □ | （１） | 自身の所属する学年・学部に在籍する配慮を要する幼児児童生徒について、配慮事項や対応方法が共有されている。 |
| □ | （２） | 教室や廊下等、幼児児童生徒が学校生活上よく使用する場所に不要なものがないか（異食しやすいもの、投げつけて壊す可能性のあるもの等）、危険な箇所がないか（車いすの往来を阻害するもの、段差等）について、常に気にかけて整理整頓するようにしている。 |
| □ | （３） | 幼児児童生徒を車いすや座位保持いす、介助用のベッド等へ移乗、移動させる際には、生徒等の体格によらず原則、複数人で対応している。また、小学部高学年以上の児童生徒の場合、移乗時の介助は性の多様性を配慮したうえで原則、同性が介助を行っている。 |
| □ | （４） | 固定具のない便座や介助用ベッド等、不意に幼児児童生徒がバランスを崩すことにより転倒、転落の危険性がある場面では、絶対にそばを離れず、視線を外すことはない。仮にその場を離れる必要がある場合は、代わりの教員を呼び、交代するまではそばを離れることはない。 |